



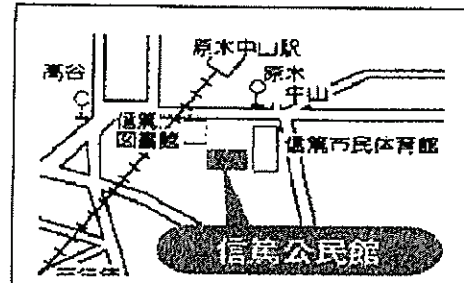
6)	建築物環境衛生管理技術者の適用	□: 有り ■: 無し
7)	火気使用	□: 条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要) ■: 不可
8)	本業務に密接に関連する別契約業務有無	□: 有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること) ■: 無し
9)	廃棄物の処理等(発生材の保管場所、集積場所)	□: 有り 添付「 <u>廃棄物保管、集積場所位置図</u> 」による ■: 無し
10)	居室等の利用	□: 可 *次の居室等は、利用可( ) ■: 否
11)	駐車場の利用	□: 可 ■: 否 (定期清掃を除く)
12)	付属書類	■: 市川市建築保全業務委託共通仕様書 □: □:
13)	添付書類	施設(設備)関係図面、資料  名 称 Ref.No. _____ ■: 「清掃図面」 Ref.No1-1～Ref.No1-2 ■: 「清掃業務委託リスト」 Ref.No2～Ref.No3 ■: 清掃業務「清掃作業実施条件表」 Ref.No4 □: 「廃棄物保管、集積場所位置図」 _____  その他 ■: 「完了届」・「業務完了報告書」 Ref.No5～Ref.No6
14)	その他特記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃作業開始時間は打ち合わせによるものとする。</li> <li>・日常清掃は、作業を完了できる人員を配置すること。</li> <li>・定期清掃は年1回とし、実施月は9月とする。</li> <li>・換気扇の清掃は年1回、定期清掃の際に行うこと(41箇所)。</li> <li>・9月(定期清掃時)に受水槽及び高置水槽清掃を行う。 清掃方法は、共通仕様書第2編第4章第5節給排水衛生機器4.5.2受水タンク・高置タンクの清掃による。 信篤公民館受水槽容量10m<sup>3</sup>、信篤公民館高置水槽容量8m<sup>3</sup></li> <li>・日常清掃時に各部屋の机の拭き掃除を行う。</li> <li>・年1回9月の定期清掃時には館内全てのブラインドの拭き掃除を行う。</li> <li>・窓ガラス洗浄を年2回(9月と2月)実施し、9月分は定期清掃時に行う。(内部、外部とも) ※窓ガラスの外部側清掃は引き違い窓において、手が届く範囲内とし、外部足場は設けない。</li> <li>・調理実習室のレンジフード及びフィルター清掃を年1回6月に行う。</li> <li>・年1回9月の定期清掃時には調理実習室照明器具の拭き掃除を行う。</li> </ul>

# 信篤公民館

【概要】

所在地 : 市川市高谷1丁目8番1号  
 電話 : 047-327-6807  
 FAX : 047-327-0047  
 開館年月 : 昭和57年4月  
 敷地面積 : 5,515.56㎡  
 建物面積 : 1,392.91㎡

【案内図】



【施設】

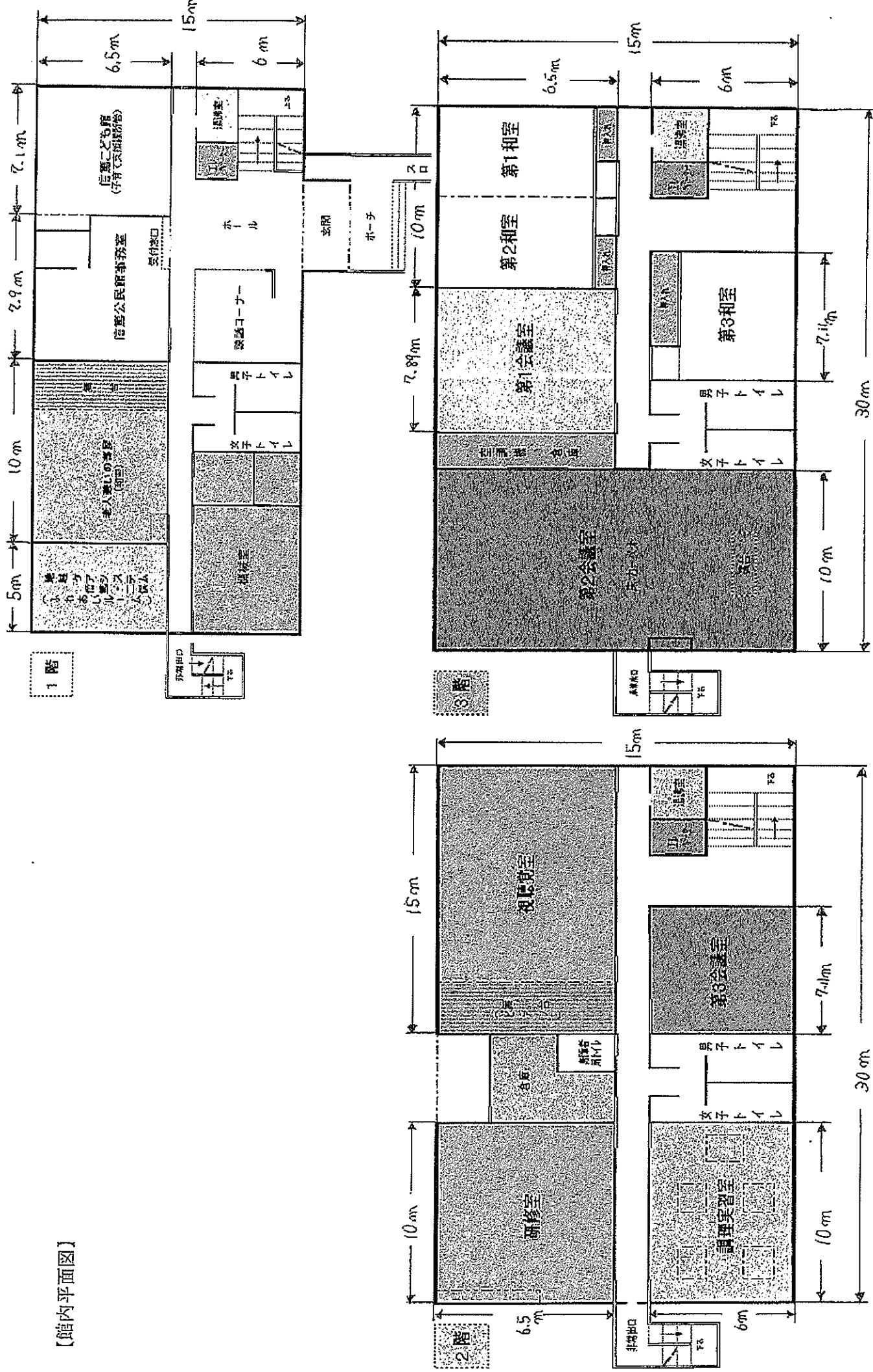
階数	部屋名	面積 (㎡)
1	事務室	42.05
	子ども館	48.22
	老人憩いの部屋	65.00
	地域ケア	16.25
	玄関・ホール	55.00
	談話コーナー	30.00
2	視聴覚室	97.50
	研修室	65.00
	調理室	60.00
	第3会議室	42.66
3	第1和室	32.50
	第2和室	32.50
	第3和室	42.66
	第1会議室	51.28
	第2会議室	150.00
各階	湯沸室 (1~3階)	15.12
	便所 (1~3階)	59.25
	廊下 (1~3階)	200.00
	階段	74.81
	エレベータホール	13.87
	エレベータ籠内	2.10

建物清掃床面積 1,195.77㎡

# 信篤公民館

清掃図面 Ref No. 1-2

【館内平面図】









# 完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） \_\_\_\_\_

2. 施行（納入）場所 \_\_\_\_\_

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り 月分の業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） \_\_\_\_\_
2. 施行（納入）場所 \_\_\_\_\_
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間に  
おける完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

# 市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和5年版)

## 1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和5年11月8日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

## 2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

## 3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。